

丹波市浄化槽設置整備事業補助金について

合併処理浄化槽は、し尿だけでなく、台所、風呂、洗濯などの生活雑排水を併せて処理し放流しますので、水質の保全に寄与します。またトイレの水洗化により、害虫の発生の減少や悪臭の軽減など、生活環境の向上に役立ちます。

この事業は、合併処理浄化槽の設置に要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的としています。

（対象区域）

丹波市が定めた浄化槽推進区域

（事業の対象）

浄化槽推進区域において処理対象人員が50人槽以下の下記の機能を有する高度処理型浄化槽

- ① 放流水の総窒素が20mg/ℓ以下、又は総磷が1mg/ℓ以下のもの。

ただし、下記に該当するものは、補助金を交付しない。

1. 市税その他、市に係る公共料金等を滞納している者。
2. 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾を得られない者。
3. 販売の目的で、浄化槽付専用住宅を建築（改築を含む。）する者。
4. 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者。
5. 申請年度内に工事が完了しない者。
6. 過去に当該補助金の交付の確定後、10年を経過しない者。ただし、災害に伴う復旧のための浄化槽の設置又は更新については、この限りでない。

（申請方法）

丹波市生活環境部環境課に備えつけのある補助金交付申請書に必要事項を記入し、右記のとおり必要書類を添付の上、環境課へ提出してください。

（補助金額）（令和8年度の補助金額）

共同住宅に設置する浄化槽又は住宅用途を含まない浄化槽の設置の補助金は、11人槽以上であっても10人槽が該当する部分で定める額を限度額とする。

補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。この場合において下記の区分ごとに定める額を限度とする。

| 区分 | 人槽 | 限度額（円） | |
|------------------------|---------|------------|-----------|
| | | 通常（青垣地域以外） | 豪雪（青垣地域） |
| 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽 | 5人槽 | 360,000 | 438,000 |
| | 6～7人槽 | 462,000 | 516,000 |
| | 8～10人槽 | 585,000 | 684,000 |
| | 11～20人槽 | 1,092,000 | 1,164,000 |
| | 21～30人槽 | 1,860,000 | 1,953,000 |
| | 31～50人槽 | 2,496,000 | 2,610,000 |

※補助金を受けようとされる方は、浄化槽を設置する前に補助金交付申請書を提出し、補助金の決定を受けてから工事を行ってください。

詳しくは、丹波市役所生活環境部環境課環境係までお問い合わせください。

TEL：0795-82-1290 FAX：0795-86-7373

手続きの流れ

